

## 伊豆市建設工事の中間前金払に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第51号。以下「規則」という。）第53条の規定による建設工事に要する経費の前払金に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、規則第53条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、次に掲げる要件を全て満たす建設工事を対象とする。

- (1) 低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査の対象になった者と契約した工事でないこと。
- (2) 中間前金払の申請前に規則第54条に規定する部分払の支払を行った建設工事でないこと。
- (3) 債権譲渡の申請が行われている建設工事でないこと。

### (中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表「(伊豆市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第3条第1項に規定する工程表をいう。以下同じ。)」により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 前項の規定は、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約について準用する。この場合において、同項中「工期」とあるのは「当該会計年度の建設工事实施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の建設工事实施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該建設工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

### (中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の額は、請負代金額の10分の2以内の額とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 債務負担行為等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該債務負担行為等の各年度の年割額に相当する部分の建設工事の金額に対してすることができる。

### (中間前金払の申請等)

第5条 中間前金払を受けようとする者（以下「受注者」という。）は、中間前金払の

認定請求書（第1号様式）に、工程表及び契約約款第3条第3項に規定する工事工程月報を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定書（第2号様式）により、受注者へ通知するものとする。
- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前金払を受けようとするときは、中間前金払申請書（様式第3号）に保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 中間前金払は、中間前金払申請書を受理してから14日以内に行うものとする。

#### （中間前金払の額の変更）

第6条 市長は、中間前金払を行った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払の額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法は、前条の規定を準用する。

- 2 中間前金払を受けた者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、受領済の前金払の額及び中間前金払の額が、減額後の請負代金額の10分の6を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金及び中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長と前金払及び中間前金払（以下「前金払等」という。）を受けた者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合は、市長が定め前金払等を受けた者に通知する。
- 4 市長は、中間前金払を受けた者が第2項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### （中間前払金の使用等）

第7条 受注者は、中間前払金を当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

#### （その他）

第8条 この要領に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

## 認定請求書

年 月 日

（宛先）伊豆市長

所在地又は住所  
受注者 商号又は名称  
代表者職氏名 印  
電話番号

下記の工事について、中間前払金を受けたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
概 要	

※添付書類 工程表（契約約款第3条第1項に規定するもの）  
工事工程月報（契約約款第3条第3項に規定するもの）

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊豆市長

印

### 認定書

先に申請のあった下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金をする  
ことができる要件を具備していることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
概 要	

第3号様式（第5条関係）

## 中間前金払申請書

年 月 日

（宛先）伊豆市長

	所在地又は住所	
受注者	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	電話番号	

下記の契約の中間前金払を、伊豆市契約事務規則第53条第2項の規定により申請します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	
中間前払金請求書	

※添付書類 保証証書（中間前払金保証）  
請求書